

地域子育て交流館

(愛称：「みんなのお家^{うち}」)

一時預かり事業について

(令和5年度版)



南九州市福祉課

1 一時預かり事業の概要・申込など

1 一時預かり事業の概要（対象者，利用日数）

保護者が仕事や通院，冠婚葬祭などの用事やリフレッシュしたいときなどに，一時的にお子さんをお預かりし，保育する事業です。

具体的には，南九州市内に住所を有し，保育所等を利用をしていない生後6箇月から小学校就学前までの下記(1)～(3)に該当し，集団生活が可能な児童を預かります。

- (1) 非定型的保育 保護者の就労，職業訓練その他の事由により，断続的に家庭における保育が困難となる児童 1月当たりの日数：15日（おおむね週平均3日とする。）
- (2) 緊急保育 保護者の疾病，災害，事故，出産，看護，介護，冠婚葬祭その他の社会的にやむを得ない事由により緊急かつ一時的に家庭における保育が困難となる児童 1月当たりの日数：15日
- (3) 私的事由による保育 保護者の育児に伴う心理的，肉体的負担を軽減するため一時的に保育が必要となる児童 1月当たりの日数：2日

なお，令和5年度から地域子育て交流館で新しく実施する事業であり，市からの委託により（株）いろ葉が運營業務委託事業者として運営を行います。

2 利用時間

月曜日～土曜日 午前9時～午後4時30分

※日曜日，祝日，12月29日～1月3日は，お休みです。

3 利用料

利用児童1人につき1時間500円（同時に2人以上利用するときは，2人目以降の利用料は利用児童1人につき1時間250円）

※承認された利用時間を超過した場合は，1時間単位（1時間未満切上げ）で利用料が加算されます。

4 利用料の納入

利用時間により料金が異なりますので、利用終了後、地域子育て交流館にて現金でお支払いください。お支払いの際は、おつりがないう小銭をご用意ください。

※現在、電子マネー等の納付について、検討中です。

(2) 納付期限

利用した日の属する月の翌月末まで

(翌月末が土曜・日曜・祝日の場合は、その翌日までにお願いします。)

5 利用定員

5人

6 申込期間・方法

(1) 申込期間

利用を希望する日の7日前まで

※ただし、定員に達し次第締め切ります。

(2) 申込方法

ア 提出書類

一時預かり事業利用申請書、一時預かり事業健康状態確認票

(提出時に母子健康手帳を提示し、児童と共に面談を受けてください。)

イ 提出先

地域子育て交流館

(3) 変更等

利用承認後、利用を希望する日の変更や時間に変更が生じた場合は、一時預かり事業利用日等変更申請書の提出が必要となりますので、速やかにご連絡ください。

2 地域子育て交流館の利用方法など

1 準備するもの

- (1) 一時預かり事業利用承認書又は一時預かり事業利用日等変更承認書
- (2) 事前面談または申込み時に案内のあった必要な物(お弁当, ミルク, 着替え, 紙オムツ等)を持参

2 利用に当たってのお願い

- (1) お子さんの当日の健康状態を把握するため、「健康チェック表」を記入していただきます。当日のお子さんの健康状態によってはお預かりできない場合があります。また、お預かり中の発熱や下痢が複数回あるなど、お子さんの様子によってはお迎えをお願いすることがありますので、連絡がつくようにしてください。
- (2) おもちゃなどの一時預かり事業に必要なない物は、喧嘩や紛失の原因になるので、持ち込まないようにお願いします。
- (3) 持ち物には必ず名前を記入してください。
- (4) 給食の提供はありません。お昼時間をはさむような場合は、お弁当の用意をお願いします。
- (5) お迎えの際は「一時預かり事業利用承認書」又は「一時預かり事業利用日等変更承認書」をお持ちのうえ、承認された時間内に来てください(時間厳守)。緊急事態等で遅れる場合は、必ず **3 欠席連絡**に記載の連絡先までご連絡ください。やむを得ない事情で代理の方がお迎えをされる場合は、必ず「一時預かり事業利用承認書」又は「一時預かり事業利用日等変更承認書」を代理の方にお渡しください。「一時預かり事業利用承認書」又は「一時預かり事業利用日等変更承認書」をお持ちでない方へのお子さんの引渡しはできません。
- (6) 体調がすぐれないときや、発熱等の風邪の症状がみられるときは、ご利用を控えてください。

3 欠席連絡

- (1) 利用しない場合は、必ず連絡をお願いします。

地域子育て交流館

電話：0993-56-1318

